

令和4年度宮代町廃棄物処理検討委員会
第10回会議録

1 日時・場所

令和4年5月24日（火）14：30～17：00

宮代町役場 202会議室

2 出席者

審議会委員：11名出席

両宮会長、小島委員、小林委員、小室委員、式田委員、長倉委員、神田委員、
小矢島委員、唐澤委員、須藤委員、横尾委員

事務局

環境資源課：伊東課長、小林主幹、田邊主査、三反崎主事

オブザーバー

久喜宮代衛生組合業務課 鈴木課長

傍聴者 0名

3 開会

4 会長挨拶

5 議題

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂暫定版（施策3）

・資料1・資料2について田邊主査から内容説明

意見無し

(2) 施策検討シート（施策4(1)）

・資料3について田邊主査から内容説明

両宮会長：資料3と資料4の内容は関連するところがあると思います。資料3と4を合わせてご意見をいただければ良いかなと思います。続けて資料4の説明もお願いします。

(3) 施策検討シート（施策4(2)）

・資料4について田邊主査から内容説明

小矢島委員：ごみ集積所が1, 756箇所ということですが、集積所を新しく増やす場合の基準はどのようなものがありますか。それと4段目の委託業者の連絡会議を開催していますというところで、コロナの影響で出来なかったとの記載があります。相手の問題もあると思いますが、オンラインなどの方法もあると思いますので、実施していただく方向で進めた方が良いのではと思いました。このような機会を逃してしまうと、細かなところまで行き届かないと思います。あと施策4の3番目の廃棄物減量等推進委員の人数のところ、今年度も同じようなメンバーから報告がくるとと思いますが、町内に121名いて、そのうち何名くらいの方が報告をしているのか、実際の数字を知りたいです。また4番目の雑誌や新聞の持ち去りですが、前よりは少なくなりましたが、自分も近所で朝8時頃にワゴン車で持ち去りをする場面を見ました。何をしているのか尋ねたところ、逃げてしまいました。埼玉県内のナンバーでした。テレビで見たのですが、そのような業者が県内にあるようです。もし見つけた場合は、警察に電話をして良いのでしょうか。あと、ごみ集積所の管理状況ですが、最低限のもの、例えば、網とかブルーシートとかですね。大きいものや小さいものなど様々です。地域によって、ごみ量は異なるとは思いますが、出来れば購入する店舗等を指定していただいて、そこなら安く購入できるとか、そういう情報があれば助かるのではと思いました。

田邊主査：まず集積所は、4世帯以上集まった際に設置が出来るとご案内しています。設置箇所も交差点から5m以上離れていることといった要件があります。収集車が作業のために停車した時に、他の通行車両に迷惑がかからないような状況である必要があります。次に、2番目の安全指導と3番目の減量等推進員については、後ほど衛生組合の鈴木課長からご説明いたします。4番目の資源の持ち去りを見かけた場合は、警察にご連絡いただければと思います。ご自身で対処すると危険が伴いますので、くれぐれもお控えください。5番目の集積所の維持管理の対応については、設置場所に応じて様々なタイプ、方法がございます。原則として、皆さまご自身での維持・管理をお願いしておりまして、実際に使う住民の方が創意工夫をされて対応してくださっています。1, 756箇所あれば、1, 756通りの方法があるため、町の方から統一的に備品等の購入方法などを指定するのは難しいと考えております。

小室委員：私は、廃棄物減量等推進員をやっているのですが、以前、4か月に1回の報告書提出を忘れたことがあります。そうしましたら、衛生組合から封書で督促の通知がきまして、あわてて提出しました。その辺は、衛生組合が管理をしているので

はないかと思えます。私の地区の集積所は34箇所程度ありますが、その半分の17箇所を管理しています。去年、1箇所を25世帯くらいで使用している集積所があったので、2か所増やしました。私のところは5世帯で使用しています。この前、和戸3丁目で衛生組合に集積所の助成金を申請しました。集積所によって備品のサイズは異なりますし、どういうところに設置しているかによって、方式は様々です。一概に、どこどこの製品の、このサイズを買いなさい、という指定は難しいと思えます。ただし、ボロボロになったら補助を利用するよう、地区の皆さんにはお願いをしています。あと、フライパンなどの金属類が市況で価値が上がっているため、持ち去りされることがありました。その時には、その人に厳しく言いました。なぜならば、条例違反になるからです。不法投棄対策については、私の地区は、古利根川を挟んで隣は杉戸町ですから、宮代町以外の方が捨てる可能性があります。廃棄物減量等推進員である私の役割は、そうした異常事態の見回りと、組合への報告、ということです。

小林主幹：小矢島委員から、支援の充実というご意見がありました。集積所のネットが安く入手できる情報とか、そういったものですよね。一律に、これというものは無いのですが、例えばどこどこのホームセンターに行けば安いとか、この製品は良いですよ、という情報があればお伝えしたいところですが、他の方も指摘されるとおり、集積所によって事情が異なるため、対応が難しいと思っています。支援というところでは、衛生組合には、1年おきに上限3,000円、例えば6,000円かかれば半分の3,000円が交付される、集積所向けの補助金があります。それから、今度発行となる6月の広報みやしろに、宮代台の集積所の取組を紹介する記事が掲載されます。取材のなかで感じたのは、ボランティアの方の協力が非常に大きく貢献している、ということです。宮代台ではボランティアの方が中心になって、ネット式の集積所を自作のカゴ式に変えており、それによって、カラスの被害がほとんどなくなりました。さらにすごいのは、宮代台の方々は、他の地域から声がかかれば、そのノウハウを伝授しますと言ってくださっているところです。町では、そのような情報の提供もひとつの支援と考えております。

鈴木課長：委託業者の連絡会議の現状についてですが、ごみの収集は住民の皆さまに密接する大事な業務であると考えております。これは連絡会議に関わらず言えることではありますが、委員からもお話があったように、これまで当たり前だったことも、時代に合わせて変える必要があると捉えていくべきだと思います。推進委員の報告の状況については、小室委員からお話がありましたが、報告が無い推進委員には提出の働きかけを行っています。そうすることで、本日は数字が手元にありませんが、非常に高い割合で報告をいただいております。また、持ち去りに金属類が多いということですが、私が最近の報道で目にしたのは、缶、アルミ缶の類

の抜き取りが多いということです。持ち去りをする人は売却をしているということなのですが、売買相場が冷え込めば少なくなり、高くなれば増えるということだと考えています。集積所に出されている資源については組合、またはその委託業者以外による資源物の持ち去りは違反と条例で決まっております。もしそのような行為を見つけた場合であっても、違反者への直接の声かけは控えていただきたいです。これは警察からも言われております。危害を加えられる可能性がありますので、警察または組合にご連絡をお願いします。

小室委員：今回、我々はプラスチックを燃やすという選択をしました。令和4年4月1日からプラスチック資源循環法が施行されて、今まで燃やしていた自治体が、リサイクルする方向に変更をしているといった資料を、本日配布していただいたと思います。アルミ缶からアルミ缶、ガラス瓶がガラス瓶に戻ってはじめてリサイクルです。北区などの自治体がプラスチックの資源回収を行っているということは、従来、集めてきても十分にリサイクルが出来ていなかった形から、製品に変える何らかの方法が出てきて、リサイクルする方向に変更したのではないかなと推測出来ます。なので、このまま燃やす方向で良いのか、考えることが必要です。一度、資源プラスチック類の分別をやめてしまったら戻すのは大変です。法律が変わった中で、もう一度検討するために事務局に資料の作成をお願いします。

雨宮会長：大変重要なお話でした。その前に、施策4の話について終わらせてから進みたいと思います。収集運搬システムのやり方で業者さんから組合に、このやり方では困るとか、変えてほしいというような意見はあるのでしょうか。

鈴木課長：宮代町の収集運搬についての意見を業者からいただくことはないです。個別には、集積所の未分別のものがたくさんあるといった指摘を受けることはありました。あとは、組合としても課題に感じていることですが、高齢者を対象としたふれあい収集制度については、今後も対象者が増えていく傾向にあります。実際の業務委託の対応としては、通常の収集日に合わせて、対象の個人宅も収集するというスタイルです。その件数が増えると、通常の収集業務委託の範囲で行っているため、支障をきたすのではないかと認識しています。

雨宮会長：集積所の看板の話が施策の説明の中でありましたが、町を歩いて見ていると、看板が汚いなと思います。かなり色あせて、字も消えていたりします。それだけを見ると、きれいに収集されている感じが感じられません。この辺については、希望があれば配布しますとのことですが、組合や町から周知をした方が良いのではと思います。あと資源物の持ち去りについて、カレンダーもしくは集積所等にはっきりと、持ち去りは通報の対象ですよと明記して発信した方が良いと思います。

田邊主査：集積所の看板については、確かに劣化したものを見かけます。看板配布について

は、現在は組合のホームページに掲載をしているのみなので、もっと皆さまの目に触れる形をとった方が良いのかなと感じました。本日この委員会でもご紹介させていただきましたので、委員の皆様からも周囲の方にお伝えいただけたら助かります。資源物の持ち去りについても、新しい焼却炉になり分別方法が変わったら看板を変える必要がありますし、組合から町に業務が移管された際には、内容を一斉に変える機会があると思いますので、考えてデザインしたいと思います。

両宮会長：ありがとうございました。あと1点、集積所の金網やネットの話もありましたが、これらを上手にやっている事例があるとのこと。これは減量等推進員の方々に事例紹介などはされているのでしょうか。

鈴木課長：コロナ過で中止になってしまっている状況ではございますが、年に1回、委嘱式等の会合の場面で、建設的な意見が出るので活用していると声をいただいたことはございます。あとは年2回、推進員ニュースという推進員あての連絡事項を記載した広報媒体を発信していますので、事例のご紹介は出来るのかなと、本日お話を聞いて思いました。

両宮会長：先ほど、デジタル情報化という話もありましたので、そういった情報をホームページに掲載してもらって、誰でも見られる状態にしてほしいなと思います。

小島委員：自治会に対する推進員の報告書があがってきている地域があるのかどうか気がになります。推進員で共有した内容が、自治会や区長を通じて、地域に反映するように文書を回覧してくれているのかどうか知りたいです。場所によっては、収集車のごみを落とすという話も住民から出ています。そのような総合的な話が出来ているのかどうか。衛生組合も推進員もきちんとやっていると思いますが、地域まで話をフィードバックしてほしいなと思います。看板にしても、推進員の人が見回りをしていると思います。汚ければ取り換える提案が出来ると思います。

鈴木課長：推進員制度は、地元の住民の方と行政の間の連絡のパイプ役をお願いしたいということで創設したものです。一方で、推進員さんの位置づけですが、地域の中で様々な役割を担っているという話を聞いております。美化委員や衛生委員等の位置づけで活動されている例も聞いています。組合としては、パイプ役をお願いしたいと思い作った制度ですが、一歩進んで、地域の方にも積極的に発信している推進員さんがいらっしゃるのも事実です。ただ、組合から、こういう活動をしてくださいというのは、お願いしにくいところではございます。それと、ごみの収集車からごみが落ちてしまうということでしたが、町をきれいにする私たちが町を汚してしまったら本末転倒ですので、ご連絡をいただければ、確認・指導の対応をいたします。よろしく願いいたします。

小室委員：推進員の立場から申し上げますと、ごみが残っているかどうかの確認をした後で、

あまりにもひどかった場合には注意をします。ただ、プラスチックごみが混ざっていたとか、指定日以外のごみだったとか、様々なパターンがあります。その都度注意していたら推進員は出来ませんので、あまりにも酷いパターンが何回も続いた際には、一度組合に相談したことがあります。それ以外は組合には言っていない。ただし確認はしています。その程度しか出来ないと思います。直接注意するわけにもいかないです。私の地域では2人体制で、私は5年目ですが、同時に2人が変わるわけにはいかない。後任を決めて、ずらしてやめるようにしています。

小島委員：たまに指定日を間違える住民がいます。見たら間違っていると教えてあげたり、残ったごみは、残した人ではなくて、自分たちでまた持ってきて分別して出したりしています。

小室委員：出した人が持ち帰らないと、特に生ごみは生活ごみですから、何が入っているかわからないのでプライバシーの問題にもなります。あまりにもひどいようであれば、組合を通じて注意してもらうのが良いのかなと思います。

雨宮会長：やはり推進員さんから町内会に色々お願いするのは難しいと思いますので、町内会に届く仕組みが必要なのではないかなと思いましたので、良い策があれば検討してほしいなと思います。

6 その他

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- ・当日配布資料「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」「家庭用プラスチックごみの分別回収事例」について田邊主査から内容説明

雨宮会長：容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収するルートを可能にするというのが、今回の法律に入っています。自治体で回収した容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会に渡して、製品プラスチックは別のリサイクルまたは、処分をするというところが各地であったのに対して、それらをまとめて収集してリサイクルルートに入れてもいいですよという話が、今回の本質の中に入っています。ただそれは、一緒に集めた後に、どのようにリサイクルをするのかまでは議論に至っておりません。つまり、これまで容器包装リサイクル協会がやっているリサイクルは、製造業者がお金を出し合っていますので、自治体にお金はほとんどかかりません。けれど製品プラスチックの場合は、お金を出し合っているメーカーはいませんから、お金がかかるわけです。ですから、一緒に集めてリサイクル業者に持っていくことは出来るけれども、そのお金の負担は自治体になるということです。その部分はどのようにするのかというのは、どこにも書かれていません。自治体によって効率の良い方法を選べますよ、ということだ

と思います。宮代町なりの判断で、お金や技術的に可能であるかの検討をして選ぶことだと思います。ただし、マテリアルリサイクルがもっと進んだ時に、我々も考えを改める必要があるのかなと理解しています。

小林主幹：少し補足いたしますと、行政として把握しているのは、まず仕組みが出来たということです。それは、リサイクルをするための法体制が出来たということです。大事なのは、実態が伴っているかどうか、というところですね。プラスチックがまたプラスチックとして世の中で活用され続けていく状況が出来ているかどうか、ポイントと考えています。皆さんが分別したプラスチックが、実は多くは再びプラスチックとして循環していなくて、熱エネルギーなどになっています。このように、多くの方のイメージと異なる状況のままで良いのか、ということがあります。あとは、大きな問題として、現在、約5,000万円をかけて中間処理施設でプラスチック類を分別しています。しかし、最終的に、ほとんどがプラスチックとしては生まれ変わっていません。そうした状況も踏まえて、皆さんに出していただいた答えが部分答申です。この判断を覆すような状況や判断材料が、今はまだありません。ただし、状況が変われば、方針を変えます、という内容も含めて部分答申としています。そして、久喜市にもその意思表示をしているということです。

雨宮会長：ありがとうございました。

(2) 今後のスケジュールについて

第12回 令和4年 7月21日(木) 14:30 宮代町役場202会議室

第13回 令和4年10月19日(水) 14:30 宮代町役場202会議室

(3) その他連絡事項など

特に無し

7 閉会